

第34号議案

中間市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成26年9月2日提出

中間市長 松下 俊男

中間市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

中間市重度障害者医療費の支給に関する条例（昭和49年中間市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「中国残留法人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同項第3号中「中間市乳幼児医療費の支給に関する条例」を「中間市乳幼児・児童医療費の支給に関する条例（昭和49年中間市条例第23号）」に改め、同項第5号中「民法」の次に「（明治29年法律第89条）」を加え、同項第6号中「準用する」の次に「施行令」を加え、同号ただし書中「ただし、」の次に「施行令」を加え、「読み替えは」を「読替えは」に改める。

第4条第1項中「は含まない」を「を除く」に改め、同項第2号中「につき500円」の次に「とする。」を加え、「（ただし、自己負担分相当額が500円に満たない額の場合は、当該額とする。）」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、自己負担分相当額が500円に満たない額の場合は、当該額とする。

第13条第1項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の次に「（平成17年法律第123号）」を、「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法」の次に「（平成14年法律第167号）」を加える。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

中間市重度障害者医療費の支給に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者から除くものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）により医療支援給付を受けている者</p> <p>(3) <u>中間市乳幼児・児童医療費の支給に関する条例</u>（昭和49年中間市条例第23号）に規定する乳幼児医療の適用を受けることができる乳幼児</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 重度障害者の配偶者又は民法（明治29年法律第89条）第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持している者の前年の所得が施行令第2条第2項に規定する額を超えるときの当該重度障害者</p> <p>(6) 第4号に規定する所得は、施行令第4条及び第12条第4項において読み替えて準用する<u>施行令第5条</u>の規定により算出した額とする。ただし、<u>施行令第12条第4項</u>において読み替えて準用す</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者から除くものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>中国残留法人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）により医療支援給付を受けている者</p> <p>(3) <u>中間市乳幼児医療費の支給に関する条例</u>に規定する乳幼児医療の適用を受けることができる乳幼児</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 重度障害者の配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持している者の前年の所得が施行令第2条第2項に規定する額を超えるときの当該重度障害者</p> <p>(6) 第4号に規定する所得は、施行令第4条及び第12条第4項において読み替えて準用する第5条の規定により算出した額とする。ただし、第12条第4項において読み替えて準用する第5条第</p>

る施行令第5条第1項中「総所得金額」の読み替えは行わないものとする。

(7) (略)

(重度障害者医療費の支給)

第4条 市は、重度障害者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による療養に関する給付が行われた場合において、当該療養に要する費用の額（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う医療保険各法の保険者が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が当該医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。以下「自己負担分相当額」という。）を、当該重度障害者又はその保護者に対し、重度障害者医療費として支給する。ただし、当該重度障害者医療費のうち、医療機関（薬局を除く。）ごとに次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額については支給しない。

(1) (略)

(2) 前号に規定するもの以外の場合 1月につき500円とする。ただし、自己負担分相当額が500円に満たない額のときは、当該額とする。

2～4 (略)

1項中「総所得金額」の読み替えは行わないものとする。

(7) (略)

(重度障害者医療費の支給)

第4条 市は、重度障害者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による療養に関する給付が行われた場合において、当該療養に要する費用の額（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う医療保険各法の保険者が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が当該医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。）を、当該重度障害者又はその保護者に対し、重度障害者医療費として支給する。ただし、当該重度障害者医療費のうち、医療機関（薬局を除く。）ごとに次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額については支給しない。

(1) (略)

(2) 前号に規定するもの以外の場合 1月につき500円（ただし、自己負担分相当額が500円に満たない額のときは、当該額とする。）

2～4 (略)

(障害者施設等に入所した場合の特例)

第13条 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、中間市の決定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設、同条第11項に規定する障害者支援施設(同法附則第41条第2項又は第58条第2項の規定により障害者支援施設とみなされる施設を含む。)、同法第5条第26項に規定する福祉ホーム、同法附則第4条及び第18条第2項に規定する共同生活援助を行う共同生活住居又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「障害者施設等」という。)に入所したため、障害者施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者は、中間市が行う重度障害者医療費の支給対象者とする。

2 (略)

(障害者施設等に入所した場合の特例)

第13条 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、中間市の決定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設、同条第11項に規定する障害者支援施設(同法附則第41条第2項又は第58条第2項の規定により障害者支援施設とみなされる施設を含む。)、同法第5条第26項に規定する福祉ホーム、同法附則第4条及び第18条第2項に規定する共同生活援助を行う共同生活住居又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「障害者施設等」という。)に入所したため、障害者施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者は、中間市が行う重度障害者医療費の支給対象者とする。

2 (略)